10　日本国の居住者が納付するドイツ連邦共和国の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。ドイツ連邦共和国の居住者がこの協定の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得する場合には、条件により当該所得はドイツ連邦共和国の租税の課税標準から除外され、又は日本国の租税の額はドイツ連邦共和国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二六条関係）

14　この協定は、締約国がこの協定に規定する限度税率に基づき課税するための国内法上の手続に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

15　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

16　この協定は、各締約国がこの協定の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三一条及び第三二条関係）

17　匿名組合契約等に基づく所得又は収益については、その所得の生ずる締約国の法令に従って課税することができる。この協定に基づいて個人情報が交換される場合における交換された情報の管理等について規定する。（議定書関係）

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書（条約第一四号）（外務省）

この議定書は、日本国とインド共和国との間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国政府とインド共和国政府との間の現行の租税条約について、源泉地国における利子免税の対象を拡大するとともに、徴収共助に係る規定等を設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第一一条を改め、源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる機関の追加及び整備を行う。（第一条関係）

2　現行条約第二六条を改め、情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル租税条約に沿った内容とする。（第二条関係）

3　現行条約に規定を追加し、両締約国は租税債権の徴収につき相互に支援を行うこととする。（第三条関係）

4　この議定書は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第四条関係）

政　令

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十六号

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日は、平成二十八年十二月一日とする。

法務大臣　金田　勝年
経済産業大臣　世耕　弘成
防衛大臣　稲田　朋美
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令

内閣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第三条第一項及び第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請の期限）

第一条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（次条において「改正法」という。）附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年十月三十一日とする。

（電気事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置の期限）

第二条　改正法附則第九条の政令で定める日は、平成三十七年三月三十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三